

## 令和7年度十和田市物価高騰対策中小企業者支援給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 市は、物価高騰の影響を受けている中小企業者の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で令和7年度十和田市物価高騰対策中小企業者支援給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (給付金の支給対象者)

第2条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす個人事業主又は法人とする。

- (1) 給付金の支給の申請時点において市内に事業所（事業所が無い業種においては住所）を有し、事業を行っていること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般財団法人若しくは一般社団法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益財団法人若しくは公益社団法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等であること。
- (3) 給付金の受給後も事業活動を継続する意思があること。
- (4) 個人事業主にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 令和6年1月1日から同年12月31日までの間の事業所得等に係る確定申告又は市町村民税・都道府県民税の申告を行っており、当該事業収入が120

万円（開業した日を含む直近の事業年度が12か月未満の場合は、10万円に開業した日の属する月の翌月（開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月）から12月までの月数を乘じた金額）以上であること。

イ 令和7年1月1日以後に事業を開業し、申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までの事業収入が、10万円に開業した日の属する月の翌月（開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月）から申請日の属する月の前月までの月数を乘じた金額以上であること。ただし、月数が1か月に満たない場合は、開業した日から申請日までの事業収入が10万円以上であること。

(5) 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っており、当該事業年度における事業収入が120万円（開業した日を含む直近の事業年度が12か月未満の場合は、10万円に開業した日の属する月の翌月（開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月）から12月までの月数を乘じた金額）以上であること。ただし、非課税法人においては、法人市民税の確定申告を行うことは要件としない。

イ 最初の決算月が到来しておらず、申請日の属する月の前月までの事業収入が10万円に開業した日の属する月の翌月（開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月）から申請日の属する月の前月までの月数を乘じた金額以上であること。ただし、月数が1か月に満たない場合は、開業した日から申請日までの事業収入が10万円以上であること。

(6) 令和6年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和7年度分の市税等に滞納（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは同法第15条の4第1項に規定する徴収猶予の期間中である者、同法第15条の5第1項若しくは同法第15条の6第1項に規定する換価の猶予の期間中である者又は分割納付の誓約者（申請年度中に市税等の完納が見込まれ、市長が納付誓約書を受理したものに限る。）であって納付計画のとおり納付されて

いる者を除く。) がないこと。

- (7) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。
- (8) その他給付金の支給をすることが適當ではないと市長が判断する者でないこと。

2 申請時点において冬季休業している事業所については、前項第1号の規定にかかわらず、申請日時点で事業を行っているものとみなす。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる業種以外の業種（以下「対象業種」という。）に係る市内の事業所1か所につき、個人事業主にあっては5万円、法人にあっては10万円とする。

- (1) 農業
- (2) 医療業
- (3) 児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業等
- (4) 一般公衆浴場業
- (5) 金融業又は保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- (6) 取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
- (7) 不動産貸付業、貸家業又は駐車場業
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務
- (9) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第18条の2第2項に規定する家内労働者等
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業
- (11) 太陽光発電事業、外国為替証拠金取引その他の資産運用に類するもの

(給付金の支給の申請)

第4条 納付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、令和7年度十和田市物価高騰対策中小企業者支援給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人事業主にあっては、令和6年分の確定申告書類又は令和7年度市民税・県民税申告書類等の控え等の写し（令和7年1月1日以後に事業を開始した者にあっては、開業届及び売上台帳等の開業から申請日までの売上が分かる書類の写し）
- (2) 法人にあっては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類及び法人事業概況説明書の写し（現事業年度以後に事業を開始した場合にあっては法人設立届出書及び売上台帳等の開業後から申請日までの売上がり分かる書類の写し、非課税法人である場合にあっては履歴事項全部証明書又は公益法人等の設立について公的に認可等されていることが分かる書類の写し及び事業活動収支計算書その他直近事業年度分の事業収入が分かる書類の写し）
- (3) 令和6年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和7年度分の市税等に滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する手続は、当該規定にかかわらず、市の電子計算機と当該手続を行おうとする者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により行うことができる。
- 3 市長は、市が保有する第1項第3号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(申請受付期間)

第5条 納付金の支給に係る申請の受付期間は令和8年2月27日までとする。ただし、病気その他の理由により、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

2 郵送による提出の場合は、受付期間内の消印のあるものを有効とする。

(給付金の支給の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の支給の可否を決定し、令和7年度十和田市物価高騰対策中小企業者支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、市長が確認等に努めたにもかかわらず第5条の受付期間中に申請書の補正が行われず、当該申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年1月8日から施行する。